

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p> <p><u>第7条 削除</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 通所介護、通所リハビリテーション又は特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>イ その他の居宅サービスに係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>(2) 法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき 45,000円</p> <p>ウ その他の地域密着型サービスに係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>(4) 法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>○川崎市介護保険条例 平成12年3月24日条例第25号</p> <p><u>(保健福祉事業)</u></p> <p><u>第7条 市は、法第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業を行うものとする。</u></p> <p>(手数料)</p> <p>第19条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 通所介護、通所リハビリテーション又は特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>イ その他の居宅サービスに係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>(2) 法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき 45,000円</p> <p>ウ その他の地域密着型サービスに係る指定 1件につき 30,000円</p> <p>(4) 法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査</p>

改正後	改正前
ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき 25,000円	ア 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき 25,000円
イ その他の地域密着型サービスに係る指定の更新 1件につき 10,000円	イ その他の地域密着型サービスに係る指定の更新 1件につき 10,000円
(5) 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 20,000円	(5) 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 20,000円
(6) 法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円	(6) 法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円
(7) 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1件につき 45,000円	(7) 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査 1件につき 45,000円
(8) 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円	(8) 法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円
(9) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円	(9) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 63,000円
(10) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円	(10) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円
(11) 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円	(11) 法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円
(12) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する同法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円	(12) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する同法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 25,000円
(13) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者	(13) 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者

改正後	改正前
<p>の指定の申請に対する審査</p> <p>ア <u>介護予防通所リハビリテーション又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定</u> 1件につき 15,000円</p> <p>イ その他の介護予防サービスに係る指定 1件につき 10,000円</p> <p>(14) 法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(15) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 15,000円</p> <p>(16) 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(17) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(18) 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(19) <u>法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の申請に対する審査</u></p> <p>ア <u>第1号訪問事業（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき同条第2号に該当する基準として市長が定めるものによる第1号訪問事業であって市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定</u> 1件につき 10,000円</p> <p>イ <u>第1号通所事業（省令第140条の63の6の規定に基づき同条第2号に該当する基準として市長が定めるものによる第1号通所事業であって市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定</u> 1件につ</p>	<p>の指定の申請に対する審査</p> <p>ア <u>介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定</u> 1件につき 15,000円</p> <p>イ その他の介護予防サービスに係る指定 1件につき 10,000円</p> <p>(14) 法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(15) 法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 15,000円</p> <p>(16) 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(17) 法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p>(18) 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>き 15,000円</p> <p>(20) <u>法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査</u></p> <p>ア 第1号訪問事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円</p> <p>イ 第1号通所事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請をする者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>2 前項の手数料は、申請の際、申請をする者から徴収する。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 官公署からの申請によるとき。</p> <p>(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。</p> <p>4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>